

第4次犯罪被害者等基本計画の見直しにおける論点

1 基本計画の構成及び検証・評価の方法

- 基本計画の構成の見直し・施策の整理
- 取組状況を把握するための指標の設定

2 加害者による損害賠償責任の履行促進及び損害賠償請求等の負担軽減

- 加害者からの損害賠償の履行促進
 - ・ 作業報奨金、自己契約作業による報酬の活用促進
 - ・ 矯正施設収容中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
 - ー 被害者の視点を取り入れた教育（特別改善指導）の効果検証
 - ー 矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用状況 等
 - ・ 保護観察中の加害者による損害賠償の履行に向けた指導
 - ー 改正更生保護法の施行状況 等
 - ・ 加害者が自ら損害賠償を履行するに当たっての実際上の課題への対応
- 損害賠償の履行確保に向けた制度の見直しや各種負担の軽減
 - ・ 損害賠償命令制度及び刑事和解制度の活用状況
 - ・ 時効の更新に関する負担軽減
 - ・ 第三者からの情報取得手続（改正民事執行法）の活用状況
 - ・ 先取特権の付与や執行手続の負担軽減（ワンストップ化）
 - ・ その他負担の軽減（印紙代等）
- 犯罪被害者等の損害回復にも配慮した犯罪被害給付制度における債権管理の在り方

3 犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化

- 犯罪被害者等支援における国・地方公共団体・民間団体の役割分担
- 犯罪被害者等に対する支援内容の充実
 - ・ コーディネーターを中心とした地方（支援の現場）における途切れない支援の実現
 - ・ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実及び一般的に利用できる社会福祉等制度の確実な活用
 - ・ 被害者支援センターをはじめとする民間団体の役割、組織運営・支援の現状の評価及び支援の充実
 - ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等の関係機関との連携体制の充実
 - ・ 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進
 - ・ 各種制度・サービスに関する情報に対する犯罪被害者等からのアクセシビリティの向上
 - ・ 被害時期に応じた適切な支援の提供（特に、殺人事件遺族をはじめとする犯罪被害者等が受ける中長期的な影響（心理面など）とこれらへの対応）
 - ・ 犯罪被害者等に対する支援のための財源の確保
- 犯罪被害者等に接する者に対する研修の充実
 - ・ 養成段階、実務段階等の各段階に応じた、犯罪被害者等に接する者（自治体、捜査機関、学校、医療機関、法テラス、民間団体、報道関係者等）に対する犯罪被害者等が置かれた状況に関する理解増進、トラウマインフォームドケア教育等の充実
- 犯罪被害者等に対するインターネット上の誹謗中傷への対策

4 刑事手続等における被害者参加の確保等

- 公判前整理手続への被害者参加
- 被害者参加制度対象事件の拡大
- 医療観察制度における被害者支援の拡充
 - ・ 医療観察審判への被害者参加
 - ・ 医療観察制度の対象者である加害者に対する被害者の心情等伝達
 - ・ 医療観察制度の対象者である加害者に関する情報の被害者への提供